

# 府中市立旭小学校生徒指導規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標の達成を目指し、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないような服装に留意する。入学前に保護者に説明し、規定の服装で登校をさせる。服装が乱れている児童については担任と指導部が連携して個別指導を行い、改善が見られないときには、保護者の協力を得ながら指導を続ける。

#### ※規定服

男子規定服 (ブレザー・下に白色のポロシャツ・半ズボン)

夏 (白色の半そでシャツ・半ズボン)

女子規定服 (ブレザー・下に白色のブラウスカポロシャツ・プリーツスカート)

夏 (白色のブラウスカポロシャツ・プリーツスカート)

(寒い時は、紺色・黒色の長ズボンを着用してもよい。ベスト・セーター〈紺色・黒色〉を着用する場合は、ブレザーを上に着て登下校を行う。)

### (登下校)

第3条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校させる。毎月第1火曜日に登校班の班長・副班長会を行い、登下校の振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら指導を続ける。

### (朝の準備)

第4条 登校したら学習の準備をさせる。靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

### (学習)

第5条 授業では自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導、保護者との連携を行っていく。

### (特別教室の使い方)

第6条 児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。

当該年度の最初に使用するときに指導を行う。勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

#### (休憩時間)

第7条 安全に楽しく遊ぶために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と指導部が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、指導部で協議し、禁止措置などを執る。

#### (給食)

第8条 自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、適時全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については担任と健康教育部及び指導部が連携して指導を行う。また、保護者と連携し、協力を仰ぐ。

#### (掃除)

第9条 自分たちの学校の美化に取り組みさせるため、掃除について決まりを設ける。各担当が掃除時間に見回り、清掃指導を行う。また、終わりの会において振り返りを行い、意欲と目標を持って掃除ができる児童を育成する。取り組みに課題のある児童については、掃除場所担当・担任・指導部が連携して、個別指導を行う。

### 第3章 校外生活に関すること

#### (遊び、交通安全)

第10条 校外でも安全な生活を送るために、交通や遊びのルールを守るよう決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適時個別指導・一斉指導を行う。交通安全については、交通安全協会と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### (生徒指導の充実)

第11条 全教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

#### (問題行動への特別な指導)

第12条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為

- ①飲酒・喫煙
  - ②暴力・威圧・強要行為
  - ③建造物・器物破損
  - ④窃盗・万引き
  - ⑤性に関するもの
  - ⑥薬物等乱用
  - ⑦交通違反
  - ⑧刃物等所持
  - ⑨その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
  - (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
  - (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第 13 条 特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導(個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等)

(反省指導の実施)

第 14 条 反省指導は、原則として学校反省とする。学校反省は、登校させて別室で行う。反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の 2 段階とする。

- (1) 反省期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第 15 条 別室反省指導の期間は、概ね 1 日から 3 日とし、授業反省指導の期間は、概ね 3 日から 5 日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。